

( 公 印 省 略 )

臼子育第 0515009 号  
令和 2 年 5 月 1 5 日

放課後児童クラブ利用児童保護者 各位

臼杵市長 中野 五郎

緊急事態宣言の解除に伴う放課後児童クラブの利用について (依頼)

平素より本市の児童福祉施策についてご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨日、大分県を対象とした「緊急事態宣言区域」が解除されました。これにより大分県においては、宣言が解除されたものの依然として油断できない状況であることから、保育所等（放課後児童クラブ含む）の利用について、改めて利用縮小の協力依頼文書が発出されました。

臼杵市においては、大分県の方針を受け、引き続き、可能な範囲での利用の縮小に協力していただく期間を5月31日（日）までといたします。

つきましては、放課後児童クラブの利用の際は、下記内容にご留意いただいた上で、ご利用いただきますようお願いいたします。

今後、大分県内等の感染状況によっては、対応を変更する場合がありますので、その際は、再度ご連絡いたします。

記

- ①保護者や祖父母等が家で保育できる場合は、利用を控えてください。
- ②勤務終了後、速やかにお迎えをお願いします。（利用時間の短縮）
- ③利用前の健康チェック（体温計測、呼吸器症状等がないか等）を必ず行って下さい。
- ④各児童クラブで、来所時体温を計測する場合は、その指示に従ってください。
- ⑤体調不良時（喘息等の慢性疾患を除く）のご利用はお控えください。
- ⑥児童の体調不良などによりクラブからお迎え要請があった場合は、速やかにお迎えをお願いします。
- ⑦家庭における咳エチケットや、適切な方法での手洗い・うがい、換気等を徹底してください。
- ⑧不要な外出は避け、食事や睡眠など体調管理に気をつけてください。
- ⑨各放課後児童クラブの方針等に従っていただくようお願いします。
- ⑩感染者との濃厚接触（疑いを含む）がある場合は、各クラブにお申し出ください。

【問合せ】

臼杵市子ども子育て課  
子育て支援グループ 竹内  
TEL : 0972-86-2716